

<日本学生支援機構給付奨学金制度について>

- この給付型奨学金制度は、**令和2年度**に大学等へ進学希望者が申し込みます。
今年度の卒業見込み者だけでなく、本校卒業後、2年以内の人も対象になります。
(ただし、過去に大学等へ入学したことのある人を除く。)
- 申込みを希望する人は、下記の推薦基準を確認の上、**7月31日(水)**までに、奨学金担当係へ申し出てください。
- 申込みを希望する人は、進学の意欲や目的、進学後の人生設計を確認するために、原稿用紙2枚程度の作文を提出していただきます。
- 制度の詳細については、学生支援機構のホームページを参照してください。
【奨学金制度（給付型）】<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山県立となみ野高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1. 家計基準について

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。（該当しない人は採用されません）

(1) 収入基準

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
(ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。)

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

- ① 収入基準の審査には、あなたと生計維持者（父母等）のマイナンバーのJASSOへの提出が必要です。
- ② 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込み時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる種類が必要です。マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の書類を進学後も毎年提出する必要があります。
- ③ 2019年1月1日現在、国内に居住していない人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類の提出が必要です。

(2) 資産基準

- ・あなたと生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円であること（資産とは、これに準ずるもの。なお、資産に関する証明書の提出は不要）

2. 学力及び資質について

・申込みの時点で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
- (2) (1)に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学友意欲を有すること（採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。

(3) ア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する。

ア： 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ： 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ： ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

エ： 在学中に積極的に資格を取得し、その努力が認められる。

(i)： 調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する。

(ii)： 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。

(4) 以下のいずれかに該当する。

ア： 評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある。

イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる。

3. 人物について

以下の全てに該当すること

(1) 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。

(2) 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている。

(3) 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

4. 選考について

・選考に当たっては、学力及び資質の状況と家計の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

5. マイナンバー提出について

・予約採用の申込み時において、申込者本人及び家計支持者（父母等）のマイナンバー（個人番号）の提出を求めます。提出方法は申込者等から機構へ、指定する郵送用封筒を利用し、送付することとなります。

※当校にて直接、直接マイナンバーを取り扱うことはありません。

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している

(生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）) 生徒等をいう。

① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）

② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）

③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）

④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）

⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者

（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）

⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

(補足)

給付奨学生採用候補者選考委員会は、以下の者により構成する。

・校長、副校長、教頭、図書総務部長、教務主任、進路指導主事、当該学年主任、その他校長が必要と認める者